

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告

昭和三十一年度に係る各労政事務所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第五百十九号

地方自治法第九十九条の規定に基づき、昭和三十一年度に係る各労政事務所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫

同 近 藤 伝 一

監査箇所	執行年月日	監査委員
米子労政事務所	昭和三十一年十月一日	山本四郎

倉吉	十月四日	山本四郎
鳥取	十月六日	山本四郎

監査概況

昭和三十一年度に係る鳥取、倉吉、米子各労政事務所の定期監査を執行したが、その結果各所とも運営に努力はしているけれども人的、予算的制約をうけ充分成果が挙つていない。

即ち、各所の業務分野は、管内における労使関係の確立、特に労働教育啓蒙、並びに未組織労働者の組織化等であるが更に本年一月から中小企業労働相談所が併設となり、業務は一層重加している反面行政的組織機構は従前と変りなく一ヶ所職員は所長以下三名乃至四名で、運営に割

がらね支障を来していることが認められる。特に本県の如き零細企業にあつては、各所のもつ使命は重要と考えられるので県当局は、この際組織機構並びに運営方針に根本的検討を加え業務の合理的且つ効率的運営を図るよう適切な措置が必要である。

なお各所の共通的事項は概ね次の通りである。

一 職員の適正配置につき考究措置すること。

各所別職員の状況は、所長以下鳥取三名、倉吉四名（内休職、要注意各一名を含む）米子四名（要注意一名を含む）であるが、これは地域的環境、管内の実状（労使関係等）等による事務量を勘案した配置と認め難い、即ちこれらのうちには休職者、健康要注意者が含まれ倉吉の如きは、所長以下二名が実活動人員である。また三地区の労使関係実態からしても職員配置の不均衡は当然指摘される。

二 業務計画はその実施面からみて効果が挙つていない。各所における諸般の業務計画は、主務課の年間基本方針をもとにそれぞれ独自の具体計画を樹立し更にこれ

を一ヶ月毎に細分化し実施されているがこの計画は、管内の労働実態が充分補足されないまま樹立され、しかも実施に当つては、人的、予算的に強く制約を受け、机上計画に終始している実状であるので計画樹立と推進に当つては充分検討を加え実効の挙がるように特に配慮すべきである。

三 事業場に対する実態調査並びに労働教育の促進につき努力すること。

事業場に対する実状調査は政府機関の調査資料によつて行っているがこれら事業場のうちには、極めて小規模で組合組織化の対象とならないものが圧倒的に多く、ために労使関係の確立、労働教育等は等閑に附されているのでこれらの事業場の規模、内容等は努めてはあくして置くべきである。

なお経営基盤の薄弱な中小企業は、その経営が益々苦しく労使関係の調整解決は、企業の経営状態の立直りがなくては困難と思われるので労使の啓蒙指導につき更に一層努力されたい。

四 労働文庫の活用につき考究改善すること。

各所の労働文庫は名目的で全然活用されてでない。図書は数年来未整備のままでその魅力は喪失している。新刊図書の整備、貸出等につき更に考究しその活用を図るべきである。

五 事務所の立地条件について善処すること。

第一線労働行政の円滑な運営を図るため事務所庁舎につき考究の余地が認められる。即ち倉吉は最適建物である労働会館内に事務所を有しているが、鳥取は昨年五月機構改革によつて本庁から分離し消防会館の二階借であり、米子はここ数年来転々として庁舎を移転し現在旧地方事務所庁舎内に移つているが、企業労務相談とともに窓口行政が拡大されたので両所とも適切な場所につき善処が望ましい。

六 活動経費について当局は配慮すること。

労働行政の総合的末端サービス機関として正常な運営を図るためには適正な経費の配当が必要である。三十年代は一事務所当りの年間総経費は十万円程度しか配

当されずこのうち半額が通信費諸経費であり、管内巡回活動経費は著しく少額である。